

従業員特定退職金共済制度 ご加入のおすすめ

退職金の事前準備は十分でしょうか？

この制度は全京都水道工事業共済会が会員事業所のご繁栄を願ってお届けする退職金積立制度です。

※所得税法施行令第 73 条の要件を備え、所轄税務署長の承認を受けた「社団法人全京都水道工事業共済会 退職金共済規約」に基づいて運営されます。

従業員の福利厚生充実を図って勤労意欲を高め、人材を確保して事業の安定成長を図ることを目的とした制度で、次のように優れた特色を備えております。

制度の特色

1. 将来必要な退職金を計画的に準備でき、退職金支払いを円滑に行うことができます。
2. この制度の採用により「賃金の支払の確保等に関する法律」で求められている退職金の保全措置（社外積立）が講じられます。
3. 掛金はすべて事業主が負担し、従業員 1 人あたり月額 30,000 円まで損金（必要経費）として扱われ、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条）
4. 中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も認められます。（ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。）
5. 掛金は金融機関の指定口座より毎月、自動振替となりますので非常に便利です。
6. この制度の退職金は加入者である従業員（被共済者）に直接支払われます。

活力ある職場づくりのため、

この機会に退職金制度・年金制度の見直しをぜひご検討ください。

一般社団
法人

全京都水道工事業共済会

○この制度の掛金は、全京都水道工事業共済会が引受保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運用されます。
○当パンフレットは「退職金共済規約」に基づき、特定退職金共済制度の概要を記載したものです。記載のない事項は「退職金共済規約」に基づき運営されます。

《制度の内容》

加入事業主 (共済契約者)

- 京都府内に事務所を有する水道工事業者または関連事業者。

被共済者になれる 従業員

- 事業主と雇用関係にある責任開始日現在満15歳以上60歳未満の従業員の方。
- ただし、次の方は被共済者となることができません。
 1. 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
 2. 法人役員（使用人職務を有する役員を除く）
 3. 他の特定退職金共済制度の被共済者

※上記の場合を除き、全従業員を加入させる必要があります。

掛 金

- 全額事業主負担です。

1口2,000円として従業員1人につき月額最高15口（=30,000円）まで加入できます。

※掛金はいかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には返還しません。

※事業主は従業員のうち特定の者につき不当な差別的取扱いをすることはできません。

新規加入と増口

- 新規加入と増口は、毎年3月1日・9月1日の2回です。

退 職 金

- 退職金は直接従業員に支払われます。

※いかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には支払われません。

- ①退職一時金…加入期間3年以上の従業員が満60歳到達前に死亡以外の事由により退職した時、加入期間・加入口数に応じ、別表の給付額を支払います。
- ②退職年金…加入期間5年以上の従業員が満60歳に達し退職した時（ただし、満60歳に達して引き続き在職している場合はその者が退職した時、もしくは満85歳に到達した時）に、年金支給を希望した場合は、加入期間・加入口数に応じ、別表の給付額を15年間は生死にかかわらず支給します。16年目以降は生存している場合に限り終身にわたり支給します。年金に代えて一時金で支給することも可能です。

※年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3ヶ月分をまとめてお支払いします。
※年金額が10,000円未満の場合は、退職一時金のお支払いとなります。
- ③死亡退職一時金…加入期間3年以上の従業員が死亡退職したときに、退職一時金と同額がご遺族（※）に支払われます。

※遺族の範囲および順位：1. 配偶者

2. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者
3. 上記のほか、加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた親族
4. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で「2」に該当しない者

《制度の取扱事項》

申込方法

- 所定の用紙に記入・押印の上、当共済会事務局へ提出願います。
※お申し込みにあたり、被共済者となる従業員全員の加入同意が必要です。

【申込締切日】2024年2月8日（木）

責任開始日（増口日）

- 2024年3月1日

掛金の払込方法

- 当共済会の指定する銀行口座から自動振替によりお払い込みいただきます。

共済加入者証

- 加入者に「特定退職金共済制度共済加入者証」を発行し、事業主にお届けします。
- 事業主は共済契約成立について、従業員に通知する必要があります。

退職金請求

- 所定の請求書（当共済会・大樹生命備付）に「特定退職金共済制度共済加入者証」「離職証明書等（写）」を添え当共済会事務局あてご請求ください。

共済契約の解除

- 事業主が掛金納入を3ヶ月以上怠ったとき、当共済会は共済契約を解除します。
- 従業員が、退職せず次に該当したとき、当共済会は共済契約を解除します。
 - ①個人事業主
 - ②個人事業主と生計を一にする親族
 - ③法人の役員（使用人兼務を有する役員を除く）
- 事業主は次の場合には、共済契約を解除することができます。
 - ①被共済者全員の同意を得たとき
 - ②掛金納入の継続が困難であると当共済会が認めたとき
- 共済契約が解除となった場合、「解約手当金」を従業員へ直接お支払いします。
※いかなる場合にも事業主にはお支払いしません。

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づき、事業主は退職金支払いのための保全措置を講ずる要請をされますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その要件を満たしたことになります。

《税法上のお取扱い》

※2023年10月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合は記載の内容と相違する場合があります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

掛 金

- 事業主がこの制度に払い込んだ掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。

（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

- 従業員の給与所得にもなりません。（所得税法施行令第64条）

退 職 年 金

- 雑所得となります。（公的年金等の扱いとなります。）

（所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2）

退 職 一 時 金

- 退職所得（当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの）となります。

（所得税法第30条、所得税法施行令第72条）

$$\text{課税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

| 勤 続 年 数 | 退 職 所 得 控 除 額 |
|-------------|--------------------------------------|
| 2年以下の場合 | 800,000円 |
| 2年超20年以下の場合 | 400,000円 × 勤続年数 |
| 20年を超える場合 | 8,000,000円 + 700,000円 × (勤続年数 - 20年) |

死亡退職一時金

- 死亡退職金として扱われ、法定相続人数に500万円を乗じた金額まで相続税はかかりません。（相続税法第3条・第12条）

解 約 手 当 金

- 解約手当金は一時所得となります。（所得税法施行令第76条）

月額掛金表

| | | | | | |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 口数掛金 | 1口 2,000円 | 2口 4,000円 | 3口 6,000円 | 4口 8,000円 | 5口 10,000円 |
| 口数掛金 | 6口 12,000円 | 7口 14,000円 | 8口 16,000円 | 9口 18,000円 | 10口 20,000円 |
| 口数掛金 | 11口 22,000円 | 12口 24,000円 | 13口 26,000円 | 14口 28,000円 | 15口 30,000円 |

基本給付額表（1口月額 2,000円 加入の場合）

(別表)

| 加入期間(年) | 年金月額 | 退職一時金額 | 加入期間(年) | 年金月額 | 退職一時金額 |
|-----------|-------|---------|-----------|--------|-----------|
| 3 | 円 | 68,480円 | 22 | 2,190円 | 526,780円 |
| 4 | | 91,530 | 23 | 2,300 | 552,120 |
| 5 | 470 | 114,700 | 24 | 2,400 | 577,600 |
| 6 | 570 | 137,980 | 25 | 2,510 | 603,200 |
| 7 | 670 | 161,390 | 26 | 2,620 | 628,920 |
| 8 | 770 | 184,900 | 27 | 2,720 | 654,780 |
| 9 | 860 | 208,540 | 28 | 2,830 | 680,760 |
| 10 | 960 | 232,290 | 29 | 2,940 | 706,880 |
| 11 | 1,060 | 256,170 | 30 | 3,050 | 733,120 |
| 12 | 1,160 | 280,160 | 31 | 3,160 | 759,500 |
| 13 | 1,260 | 304,270 | 32 | 3,270 | 786,010 |
| 14 | 1,360 | 328,500 | 33 | 3,380 | 812,650 |
| 15 | 1,470 | 352,860 | 34 | 3,490 | 839,430 |
| 16 | 1,570 | 377,330 | 35 | 3,610 | 866,330 |
| 17 | 1,670 | 401,930 | 36 | 3,720 | 893,380 |
| 18 | 1,770 | 426,650 | 37 | 3,830 | 920,550 |
| 19 | 1,880 | 451,500 | 38 | 3,950 | 947,870 |
| 20 | 1,980 | 476,470 | 39 | 4,060 | 975,320 |
| 21 | 2,090 | 501,560 | 40 | 4,180 | 1,002,910 |

- 【注】
1. 上表の給付額は、「退職金共済規約」に基づく基本給付部分です。
 2. 上表の給付額は、将来の経済変動等により規約が改定された場合、変動します。
 3. 給付は、掛金の払込月数により月単位の給付をいたします。
 4. 死亡退職一時金は退職一時金と同額です。
 5. 年金月額が10,000円未満の場合は一時金のお取扱となります。
 6. 掛金には、制度運営費として月払掛金1口につき、50円が含まれております。
 7. 2口以上加入の場合には、上表の整数倍となります。

●お問い合わせは

一般社団
法人

全京都水道工事業共済会

京都市左京区岡崎円勝寺町1の11

TEL 075-771-7281

●引受保険会社 大樹生命保険株式会社（京都支社）

<住所> 京都市下京区新町通四条下ル四條町347-1 CUBE西烏丸ビル7階

TEL 075-361-4332

<個人情報の取扱について>

本共済制度の運営にあたっては、一般社団法人全京都水道工事業共済会は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を本共済制度の事務手続きのために使用し、一般社団法人全京都水道工事業共済会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、一般社団法人全京都水道工事業共済会に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、一般社団法人全京都水道工事業共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が制限されています。

